

## 災害時における相互応援に関する協定書

千葉県山武郡芝山町（以下「甲」という。）と福島県田村郡小野町（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙に、地震、水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における甲乙相互の物資の提供、避難者の一時受入れ、職員の派遣等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過重な負担とならない範囲で行なうものとする。

- (1) 食糧品、飲料水及び生活必需品等の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) この協定に基づき実施する応援に必要な職員派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第8条に定める情報連絡を所掌する担当部署を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、応援の要請をする甲又は乙は必要事項を記載した文書（別紙様式1）及び災害時相互応援連絡表（別紙様式2）を後日、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第5号に基づき派遣を受ける職員の職種、人数等
- (4) 応援のために派遣される職員（以下「派遣職員」という。）が集合する場所（以下「集合場所」という。）及び応援を受ける場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 一時的な避難を希望する者の人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 応援の要請を受けた甲又は乙は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援

活動を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、大規模な災害が発生したにも関わらず、通信の途絶等により応援要請をすることができない状況にあると判断される場合、収集した情報等から応援活動が必要であると認められるときは、応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない事情にある場合は、当該要請した相手方に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 派遣職員は、応援を受ける災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議して決定する。

- 3 応援を要請した側に費用の支弁するいとまがなく、かつ要請があった場合は、応援を要請された側が当該費用を一時繰り替え支弁する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動により負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、派遣した甲又は乙が負うものとする。

- 2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が集合場所への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける甲又は乙がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲又は乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行なうものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月4日

千葉県山武郡芝山町小池992番地  
甲 千葉県山武郡芝山町  
千葉県山武郡芝山町長 相川 勝重

福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地  
乙 福島県田村郡小野町  
福島県田村郡小野町長 大和田 昭